

以内ノ範圍ニ於テ三月ノ限度トシ相當補給ノ方法ヲ取ル
可クハ一月ノ限度トシテ之ヲ行フ事トス

七、定期昇給ノ件ハ毎年一回九月ニ於テ該考ノ上昇給セシ
ム

但シ特別ノ者ハ臨時送抜ヲ行フ事凡ソ
八、殘業歩増ノ件ハ旧ニ復ス

九、職工往復配船ノ件ハ尙未得ル限リ改善ノ方法ヲトルコト
トス

十、本會四ノ件ハ依舊維持看テ出サレルコトヲ承認ス

右點ハ拾年五月廿九日付ヲ以テ申出相成候件ニ因リ
回答候也

要求書 (大正十年七月二日)

一、団体交渉権ノ確認

二、該頁制度ヲ改善セラルタキ事

三、工場内ノ衛生設備ノ改善(食堂、便所)

四、従来無届缺勤三日ニシテ解雇セラルレモ今後一週
百ニサレタキ事

五、工場主ノ都合上止リテ得ズ職工ヲ解雇スル場合ハ尤
ノ年當り支給セラル度キ事

一、一ヶ年未滿ハ日給ノ百二十日分

二、一ヶ年以上三ヶ年未滿ハ日給ノ百八十日分

三、三ヶ年以上ハ一ヶ月ニ付キ五日分ノ割合ヲ以テ加
算スルコト